

公共建築物等における京都府産木材の
利用促進に関する基本方針

平成23年3月

京 都 府

目 次

はじめに

第1 公共建築物等における木材利用促進の意義

- 1 木材利用促進の意義
- 2 公共建築物等における木材利用促進の効果

第2 京都府が整備する公共建築物等における木材利用促進の基本事項

- 1 木材利用促進を図る公共建築物
 - (1) 対 象
 - (2) 木造化を推進する範囲
- 2 土木工事
- 3 その他
- 4 京都府産木材の定義

第3 京都府が整備する公共建築物等における木材利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化
- 2 土木工事
- 3 そ の 他

第4 市町村や民間での木材利用拡大

- 1 市 町 村
- 2 民 間

別 添 …………… 数値目標

はじめに

京都府域の75%を占める森林は、木材の生産をはじめ、日々の生活や農業、産業に必要な水源のかん養、洪水や土砂災害から守る国土の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの様々な公益的機能により、府民の生活を支えています。

京都府では、戦後造成された人工林が126千ha(森林面積の38%)、そこに蓄積された伐採時期に達している人工林が2400万m³あり、実に木造家屋の100万戸分の木材を賄えるまでの量に成熟しています。その一方で、木材価格の低迷や担い手不足など林業を取り巻く厳しい経営環境から、森林所有者だけでは間伐などの森林管理を十分に行うことが難しい状況となっています。

森林の機能を持続的に発揮させるためには、植林から下刈り、間伐、伐採までしっかりと森林の保全・管理を行うとともに、地球温暖化防止のためにも、伐採された木材を住宅の構造材や内装材、家具、炭やペレットなどのバイオマス燃料に至るまで余すことなく活用することが必要で、さらに、森林づくりから木材利用までの各分野が産業として成り立ち、持続可能な経済社会として、「循環」させていくことが何よりも重要です。

京都府では、京都府産木材の利用を通じた地球温暖化防止への貢献を「ウッドマイレージ」という具体的な数値で表すことで、府民に環境貢献を実感してもらいながら木材の利用促進へ繋げる「京都府産木材認証制度(愛称：ウッドマイレージCO₂認証制度)」を平成16年12月に創設し、これまでから公共事業をはじめ、学校等の整備、緑の交付金制度による木造住宅の新築から増改築まで、京都府産木材の利用を幅広い分野で推進してきましたが、府の木材の率先利用と、それによる民間建築物への波及効果を一層促進していくため、「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針」を策定するものです。



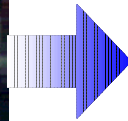
京都府産木材認証制度(愛称：ウッドマイレージCO₂認証制度)のシンボルマーク



植える、育てる、収穫する、使う、また植える… この循環のサイクルが森を元気にする
出典：絵で見る森林・林業白書木材みんなに使っちゃおう！



間伐が必要な状態の森林



間伐が実施され健全な状態の森林

木材利用の促進が健全な森林整備と森林の二酸化炭素吸収量を増加させる効果を発揮

第1 公共建築物等における木材利用促進の意義

1 木材利用促進の意義

農山村地域においては、農林業と地域住民の生活が一体となって営まれてきたことにより、森林が維持されてきました。その後、昭和30年代の燃料革命による薪炭林・農用林の衰退や昭和40年代の高度経済成長期の木材輸入の完全自由化に端を発する国産木材価格低迷により、林業収益性の悪化や林業労働者の減少など農山村社会環境が大きく変化しました。その結果、地域住民と森林との関係が薄れ、森林の放置や荒廃が進行するなど、森林の有する多様な機能の発揮が、困難な状況になっています。

このような現状において、京都府産木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、山村地域における林業従事者の新たな雇用の創出、木材販売収益の森林所有者への還元等を通じて、山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものです。

木材は、断熱性が高く調湿作用があり、目に与える刺激が少ないなど、人に心地良い感覚を与える「人に優しい」素材です。また、再使用、再利用、再生産可能な資源で、CO₂を貯蔵(炭素固定)し、地球温暖化防止に貢献する「環境にやさしい」素材でもあります。

京都府では、木材の輸送過程時のエネルギー消費の少ない京都府産木材の利用を促進する「ウッドマイレージCO₂認証制度」により、京都の森林の適正な整備とCO₂排出量の削減による地球温暖化防止に取り組んでいます。

本制度により京都府産木材の利用を促進することで、京都の林業・木材関係事業体を育成するとともに、近隣府県の事業体と連携し、京都府産木材の生産・加工・流通体制の構築を図っていくことが必要です。

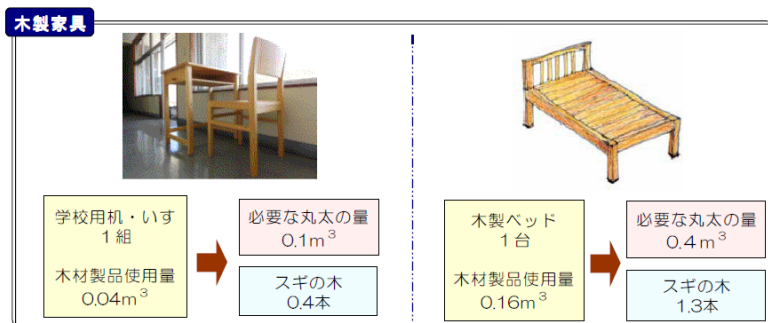
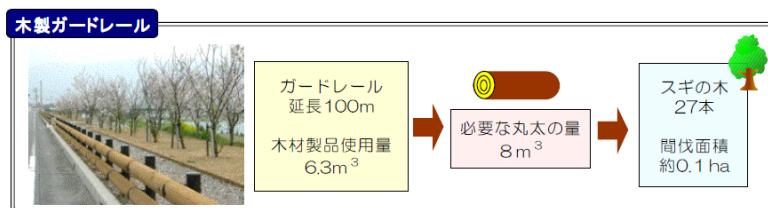
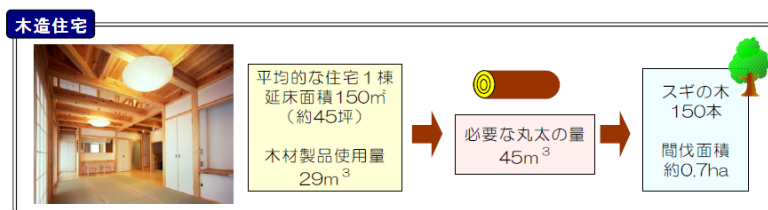
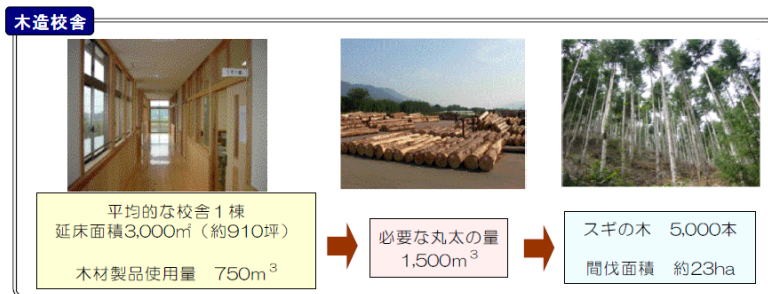
「地元で育てた木を、地元で使う。木にも、人にも、地球にも、それが一番いい。」という本制度のキャッチフレーズのもと、京都府産木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止や循環型社会の形成、更には、京都の林業・木材産業の育成にも貢献することが期待されています。

2 公共建築物等における木材利用促進の効果

公共建築物は、多くの府民が利用する施設であり、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することが可能です。

京都府が率先して、多くの府民が利用する公共施設を木造・木質化することで、木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、木材の良さを広く府民にPRし、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待出来ます。

【「木材利用」による「森林整備（間伐）」への貢献度（事例）】



※間伐材1本当たりの利用材積=0.3m³、間伐面積1ha当たりの利用材積65m³で推定

出典：とくしま木材利用指針

第2 京都府が整備する公共建築物等における木材利用促進の基本事項

1 木材利用促進を図る公共建築物

(1) 対象

京都府の各種庁舎のほか、府立の教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、農林水産業関連施設等の府民が利用する機会が多い公共建築物や府営住宅を対象にします。



府立施設の木造化



府立施設の内装木質化

(2) 木造化を推進する範囲

公共建築物の整備においては、「高さ13m（軒高9m）以下、かつ延べ面積3,000m²以下」の施設は「原則木造」とします。

ただし、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から③の場合は除きます。

- ①防火地域及び準防火地域において、建築基準法等の規定により木造化が困難な場合
- ②建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合
- ③災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合

高さ、軒高	階数	
13m、 9m超	4～	耐火建築物
	3	①1時間準耐火の措置等
	2	①1時間準耐火の措置等 又は
	1	②30分の加熱に耐える措置
13m、 9m以下		木造が可能 (階数等、用途によって不可となる)

延べ面積(m²) 3,000m²以下

原則木造化とする公共建築物の範囲

2 土木工事

京都府が実施する土木工事又は公共建築物、公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とします。



丸太伏工



木製柵・チップ舗装

3 その他

府有施設における机、椅子などのオフィス家具や紙類、文具などの消耗品の導入及び木質バイオマスの利用を対象とします。



木製会議テーブル・椅子



木製書架

4 京都府産木材の定義

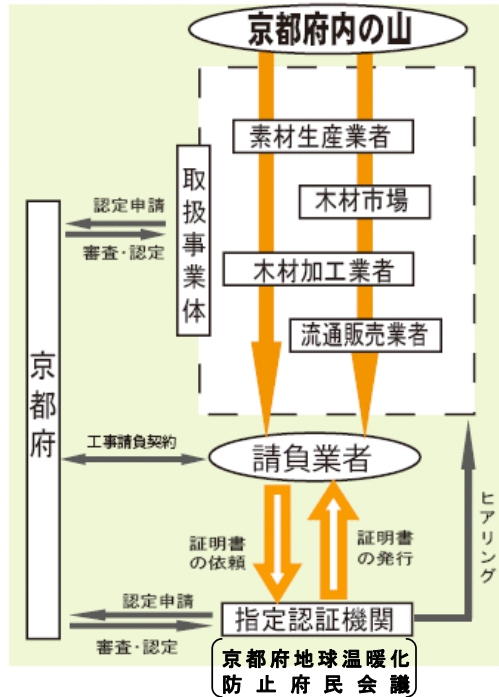
原則として「ウッドマイレージCO²認証木材[※]」とします。

※ ウッドマイレージCO²認証木材

「京都府産木材認証制度」により、京都府内産木材であることや輸送時に排出される二酸化炭素(ウッドマイレージCO₂)の削減量が証明された木材

ウッドマイレージCO₂認証制度の仕組み

「取扱事業者」が生産・加工・販売した木材製品のみが「京都府産認証木材」である証明を受けることができます。



木材の流れ
 証明書発行の流れ
 制度の仕組み

取扱事業者

京都の木を扱う事業者で、京都の木を他府県の木と分別して管理できていることを京都府に認められた事業者です。素材生産業者(木を切る人)から流通販売業者(製品・製材品を売る人)まで流通のあらゆる段階の事業者が参加しています。

指定認証機関

消費者の要望に応じて、京都の木であることの証明書を発行します。また、取扱事業者へのヒアリングやウェブサイトでの情報発信などを行っています。



第3 京都府が整備する公共建築物等における木材利用の目標

[数値目標:別添参照]

1 公共建築物の木造化・内装木質化

京都府が整備する下記の施設は、原則として木造とします。

また、木造で整備する施設はもとより、RC構造などの非木造の施設においても、内装の木質化を積極的に推進します。

〈木造化・内装木質化を進める施設〉

- ①学校施設
- ②社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）
- ③医療施設（病院、診療所等）
- ④スポーツ施設（体育館、水泳場等）
- ⑤社会教育施設（図書館、公民館等）
- ⑥文化、観光施設
- ⑦警察施設（警察署、交番、消防署、消防詰所等）
- ⑧住宅施設（公営住宅等）
- ⑨公園施設（管理棟・案内所等）
- ⑩農林水産業関連施設
- ⑪庁舎・宿舎
- ⑫その他①～⑪に類する施設



府立施設の木造トイレ



木造駐在所

2 土木工事

京都府が実施する下記施設の整備については、土木工事又は外構工事での各種資材及び仮設資材などで、京都府産木材、木製品を積極的に使用します。

- ①農林水産業関連施設
- ②道路施設（林道施設を含む）
- ③公園施設
- ④河川施設
- ⑤砂防施設
- ⑥治山施設
- ⑦外構施設
- ⑧その他①～⑦に類する施設



木製治山ダム



木工沈床工



木製残存型枠



木製仮設防護柵



その他の使用事例

3 その他

府有施設における机、椅子など オフィス家具や消耗品等の購入に当たっては、調達可能なものは、原則、京都府産木材を使用した木製品とします。

さらに、ペレットやチップなど、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努めます。



府立施設の備品木質化



府立施設の備品木質化



イラストプレート



課名プレート

第4 市町村や民間での木材利用拡大

1 市 町 村

京都府は、京都府産木材の利用について、府の率先利用だけでなく、市町村においても利用を拡大していくため、その利用を進める市町村基本方針の作成について、協力をお願いします。

市町村が整備する公共建築物のうち、京都府が整備する公共建築物と同様の利用が行われる建築物を対象に、木材利用を促進するものとします。

2 民 間

民間での木材利用の取組を拡大するため、民間が整備する建築物について、関係団体等の協力を得て、建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに努めます。

民間での木材利用を促進する建築物は、広く府民に利用され、府民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設や府民の目に触れる機会が多く展示効果が高い店舗等とします。



民間保育園の木製遊具